

# 会 議 録

会 議 の 名 称	第7回朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会		
開 催 日 時	令和2年 9月29日 (火)	午後 3時00分から	午後 3時30分まで
開 催 場 所	和光市役所3階 全員協議会室		
出 席 者	(和光市) 松本市長、大島副市長 (朝霞市) 富岡市長、關野副市長 (事務局：ごみ処理広域化プロジェクトチーム) 福島リーダー、鈴木サブリーダー、高野メンバー、芝垣メンバー (和光市：担当) 伊藤市民環境部長、奥山審議監、紺清副審議監、清水統括技術監 (朝霞市：担当) 宮村市民環境部長、渋谷資源リサイクル課長、木田資源リサイクル課長補佐		
会 議 内 容	(1) 朝霞和光資源循環組合設立までの経過報告について (2) 朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の解散について (3) 朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の事務引継ぎ等について (4) その他		
会 議 資 料	報告1：朝霞和光資源循環組合設立までの経過報告について 資料1：朝霞和光資源循環組合正副管理者の選任について (案) 資料2：朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の解散について (案) 資料3：朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の事務引継ぎ等について (案)		
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input type="checkbox"/> 要点記録		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
会議録の確認方法：会長（和光市長）決裁			
その他の必要事項	傍聴者 1人		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

（司会：福島リーダー）

- ・福島リーダーあいさつ

（進行：松本市長）

- ・本日の会議を公開とすることに異議はないか。

（委員意見等）

- ・異議なし。

【傍聴希望者の入室】

- ・傍聴希望者1名

【報告1：朝霞和光資源循環組合設立までの経過報告について】

（事務局説明）

- ・最後の協議会開催となるので、組合設立の経過を振り返る。
- ・令和2年5月26日に第5回協議会にて、組合規約（案）について両市で合意する。
- ・合意後、5月末～6月末にかけて組合設立に係る議案を両市議会へ上程し、議案が可決する。
- ・7月20日には、設立許可申請に必要となる法定上の協議が成立した形として、朝霞和光資源循環組合設立に関する協議書を締結する。
- ・7月29日には埼玉県へ設立許可申請を行い、8月17日には埼玉県から設立許可が下りる。

（委員意見等）

- ・特になし。

【議事1：朝霞和光資源循環組合正副管理者の選任について】

（事務局説明）

- ・組合の正副管理者については、朝霞和光資源循環組合規約第8条「管理者及び副管理者は、構成市の長の協議により構成市の長のうちから、これを定める。」に基づき、本協議会にて正式に協議する。
- ・事務局案としては、組合設立時は管理者を和光市長、副管理者を朝霞市長とし、ごみ広域処理施設の稼働後となる令和11年12月末日までは、和光市長が引き続き管理者となり、令和12年1月以降は輪番制として、2年ごとに副管理者と交代する。

(委員意見等)

(富岡市長)

- ・現時点の考えとしては、広域処理施設の建設が完了し、運営を開始してから最初の2年までは和光市長が管理者となることでどうか。

(松本市長)

- ・そのとおりで良い。また、広域処理施設の稼働開始時期が予定から前後したとしても、その考えで良い。

**【議事2：朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の解散について】**

(事務局説明)

- ・本協議会を朝霞和光資源循環組合設立の前日となる令和2年9月30日をもって解散することについて、協議会規約第10条の規定に基づき、決議をお願いしたい。

(委員意見等)

(委員一同)

- ・朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会は令和2年9月30日をもって解散とする。

**【議事3：朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会の事務引継ぎ等について】**

(事務局説明)

- ・朝霞和光資源循環組合の設立に伴う協議会の解散とともに、協議会の事務局であるごみ処理広域化プロジェクトチームについても解散となるため、引継ぎが必要となる事務について、2つに分けて整理をしている。
- ・協議会事務局を置いている「和光市」への引継ぎ事項として、(1)から(4)まで示している。
- ・(1)については、ごみ処理広域化プロジェクトチームが実施した発注業務の支払事務。
- ・(2)については、ごみ処理広域化プロジェクトチームの実施事業に充当する、埼玉県「ふるさと創造資金」に係る実績報告、及び請求事務。
- ・(3)については、交付金充当後の実負担額について、両市、均等割で清算するための、広域負担金の請求事務。
- ・(3)は、(1)の発注業務の支払、そして(2)の「ふるさと創造資金」の請求が終了してから、和光市から朝霞市に、広域負担金の請求を行う。
- ・(4)は、ごみ処理広域化プロジェクトチームが実施している、令和2年度和光市一般会計予算のうち、ごみ処理広域化事業に係る決算審査事務。

- ・次に、二つ目としては、新たに設立する朝霞和光資源循環組合への引継ぎ事項となる。
- ・ごみ処理広域化プロジェクトチームが導入整備、また調達を行った、各種システムや、コンピュータ機器等の備品、そして、事務机や参考図書等の消耗品について、組合の財産として、移管する。

(委員意見等)

- ・特になし。

**【議事4：その他】**

- ・特になし

**【和光市長挨拶】**

**【朝霞市長挨拶】**

**【閉会】**

福島リーダーあいさつ